

# 文化財保護法の改正に向けた奈良県の要望

【担当省庁】文部科学省・文化庁

## 奈良県における取組と今後の課題

### 「奈良県文化振興大綱」推進にあたっての課題

○奈良県は、平成27年4月の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に基づき、教育の振興に関する大綱とは別に、「奈良県文化振興大綱」を策定し、本県の有する多くの文化財を活用した文化芸術振興に取り組んできた。

○同大綱において、「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いた文化振興施策の推進を明記。従来からの芸術文化振興に加え、文化資源活用に力点を置いたことが特徴。

○しかし、文化財の保存が県の責務になっていないため、文化財保存の考え方を含まない大綱となっている。

### 文化財の保存と活用の体系的な推進について

○文化財を文化資源として捉え、これを「地域振興の元手」、「国際間の相互理解の船頭」、「現代人が過去の歴史の本質を理解し、未来を築く燈明」として活用するためには、文化財の保存と活用を対立する別世界の概念として考えずに、地域振興のための両輪とし、体系的に推進していくことが必要。

### 文化財の公開の促進に向けて

○現在、所有者による保管施設における公開以外の公開には、「60日ルール」が適用される。

○このため、文化財等修復施設で所有者の手を離れて文化財が修復されているケース等においても「60日ルール」が適用されることとなり、修理現場の公開など修理機会を捉えた情報発信の強化の妨げとなりかねない。

○こうした問題の解決には、現在検討されている「60日ルール」の公開日数の上限の延長では不十分。

## 国にお願いすること

### ○文化財保護法の改正

- ・地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今般の文化財保護法改正に必ず盛り込むこと。
- ・市町村の基本計画のみではなく都道府県も大綱的な計画を策定する主体として位置づけることをはじめとして都道府県の積極的な役割を法令上明確に位置づけること。

### ○「60日ルール」の抜本的見直し

- ・施設環境や人的体制が整っている文化財等修復・公開施設である場合は、文化財の性質に応じて常設展示を行えるようにする等、60日ルールの適用範囲を弾力的かつ抜本的に見直すこと。

(注)奈良県では、新たな文化財修復施設((仮称)奈良県国際芸術家村)を設け、修理機会を捉えた情報発信の強化(公開・展示)を予定。

【県担当部局】地域振興部、教育委員会